

諮問第 2 号

生活保護費返還金督促処分に関する異議申立てについて

生活保護費返還金督促処分に関し、次のとおり行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づく異議申立てがあったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 7 項の規定により諮問する。

平成 27 年 12 月 2 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

記

1 異議申立人及び申立ての年月日

異議申立人 足立区千住元町在住者

申立年月日 平成 27 年 9 月 15 日

2 異議申立ての趣旨

足立区長が平成 27 年 8 月 31 日付で異議申立人に対してした生活保護費返還金督促処分の取消しを求める。

3 異議申立ての理由

別紙異議申立ての理由に記載のとおり

異議申立ての理由

異議申立人（以下「申立人」という。）は、以下の事実により、生活保護費返還金督促処分（以下「本件処分」という。）を違法・不当なものと主張する。

- 1 本件処分は、足立福祉事務所長が申立人に対し行った生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件費用返還決定処分」という。）を前提として行われた処分である。
- 2 本件費用返還決定処分は、申立人が提出した収入申告書、給与明細書及び通帳の写しを基に、申立人は就労収入を得たとして費用の返還決定がなされたものであるが、当該就労収入について、申立人は、就労先から給与が支払われていないことを申し立てたにもかかわらず、収入を得たと認定がされており、正しい決定がなされていない。
- 3 したがって、申立人に対する本件費用返還決定処分は、違法・不当なものであり、そのような誤った給与明細書に基づき、かつ、控除されるべき必要経費が控除されておらず、違法・不当な本件費用返還決定処分を前提にしてなされた本件処分も違法・不当である。